

愛媛県立伊予高等学校

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 作成
令和4年6月 改定

1 学校いじめ防止基本方針の趣旨

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

この学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- (ア) 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- (イ) 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- (エ) 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- (オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- (カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- (キ) 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、インターネット・メール等による誹謗中傷・個人情報掲載、噂流し、授業中のからかい、仲間外し、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 学校いじめ対策組織

(1) いじめ問題対策委員会

ア 目的

いじめ問題について、総合的かつ効果的な対策に取り組み、健全で円滑な学校教育の推進に資する。

イ 構成員

(ア) 学 校 校長、教頭、生徒課長、保健厚生・人権教育課長、人権・同和教育担当者、学年主任

(イ) P T A 生活指導委員会委員長

(ウ) 地 域 中学校生徒指導主事（松前・岡田・北伊予・港南中学校）

(エ) 関係機関 松前町青少年補導センター所長、伊予警察署生活安全課少年補導職員

ウ 役割

(ア) いじめ問題について、学校・家庭・地域が一体となって総点検を行う。

(イ) いじめ問題について迅速かつ正確な状況の把握に努め、学校・家庭・地域の三者が連携して、その解決のために適切な対応を図る。

(ウ) 学校の教育活動全般を再点検し、生徒相互の人権の尊重や好ましい人間関係の育成に努める。

(エ) 本会の話合いを受けて、学校・家庭・地域で、いじめの根絶のための活動を行う。

(2) いじめ対策委員会

ア 目的

いじめの早期発見・いじめ事案への対処等に関する措置を実効的に行い、いじめの問題の解決に資する。

イ 構成員

教頭、生徒課長、保健厚生・人権教育課長、人権・同和教育担当者、学年主任、養護教諭、松前町青少年補導センター所長、伊予警察署生活安全課少年補導職員、スクールライフアドバイザー

ウ 役割

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

(イ) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける。

(ウ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

(エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

(オ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 校内研修

ア 目標

生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、全教職員がいじめ問題への認識と理解を深めるため、研修を行う。

イ 活動内容

(ア) いじめ問題対策研修の実施

広い視野から、いじめ問題全般についての取組を協議、研修する。

- (イ) いじめ防止研修の実施
ホームルーム、部活動等でのいじめ問題の一般的な予防や対処について協議、研修する。
- (ウ) いじめ対処研修の実施
個別のいじめ事案における対処について協議、研修する。

4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。
別紙1 ※
- (2) 緊急時の組織的対応
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。
別紙2 ※

5 いじめの予防

いじめ防止のため、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための取組が求められる。
学校においては、年間の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

別紙3 ※

- (1) 学習指導の充実
 - ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - イ ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
面談の定期的実施（4月、6月、10月、1月）
- (4) 人権教育の充実
 - ア 人権意識の高揚
 - イ 講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 家庭・地域との連携
 - ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - イ 学校公開の実施

6 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。
生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見
いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙4 ※

- (3) 教室・家庭でのサイン
 - 別紙5 ※
- (4) 相談体制の整備
 - ア 相談窓口の設置・周知
 - イ 面談の定期的実施（4月、6月、10月、1月）
- (5) 定期的調査の実施
 - アンケートの実施（6月、11月、2月）
- (6) 情報の共有
 - ア 報告経路の明示・報告の徹底
 - イ 職員会議等での情報共有
 - ウ 要配慮生徒の実態把握
 - エ 進級時の引継

7 いじめ事案への対処

- (1) 生徒への対応
 - ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

 - (ア) 安全・安心を確保する。
 - (イ) 心のケアを図る。
 - (ウ) 今後の対策について、共に考える。
 - (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
 - (オ) 温かい人間関係をつくる。
 - イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

 - (ア) いじめの事実を確認する。
 - (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
 - (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
 - (エ) 今後の生き方を考えさせる。
 - (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。
- (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、とめようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

 - (ア) 自分の問題として捉えさせる。
 - (イ) 望ましい人間関係づくりに努める。
 - (ウ) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- (3) 保護者への対応
 - ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

 - (ア) じっくりと話を聞く。
 - (イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - (ウ) 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
 - イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- (ア) いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- (イ) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- (ウ) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- (エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ウ 保護者同士が対立する場合など
 - 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
 - (ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - (イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - (ウ) 教育機関や関係機関と連携し解決を目指す。
- (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

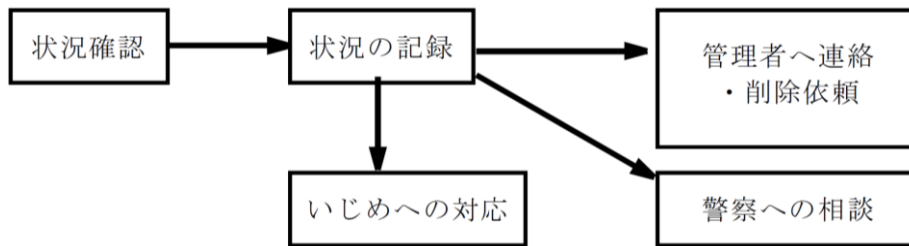
 - ア 教育委員会との連携
 - (ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - (イ) 関係機関との調整
 - イ 警察との連携
 - (ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - (イ) 犯罪等の違法行為がある場合
 - ウ 福祉機関との連携
 - (ア) 家庭の養育に関する指導・助言
 - (イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - エ 医療機関との連携
 - (ア) 精神保健に関する相談
 - (イ) 精神症状についての治療、助言・指導

8 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
- (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - (ア) フィルタリング
 - (イ) 保護者の見守り
 - イ 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握
 - (ア) 被害者からの訴え
 - (イ) 閲覧者からの情報
 - (ウ) 不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な障害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

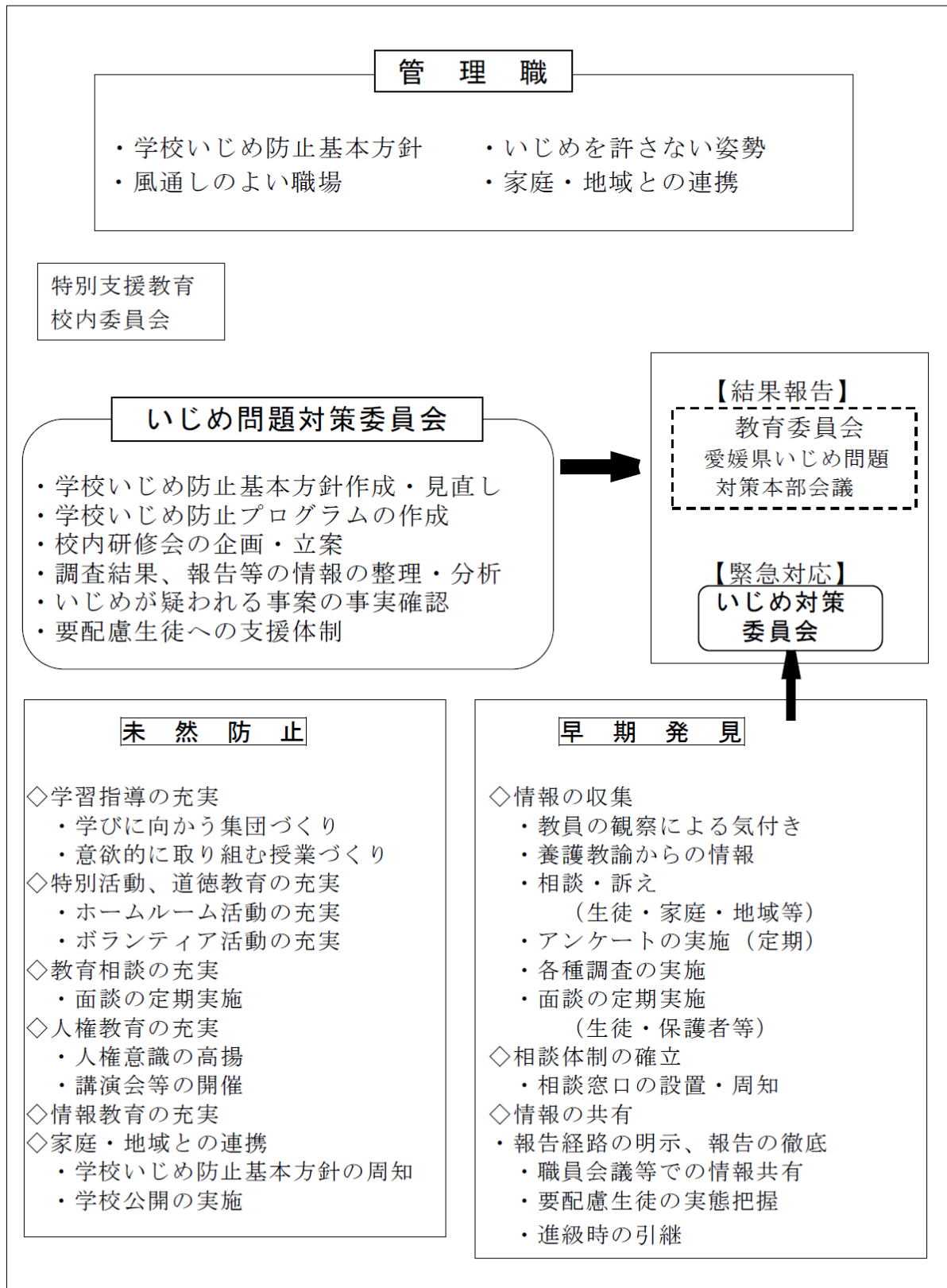
(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

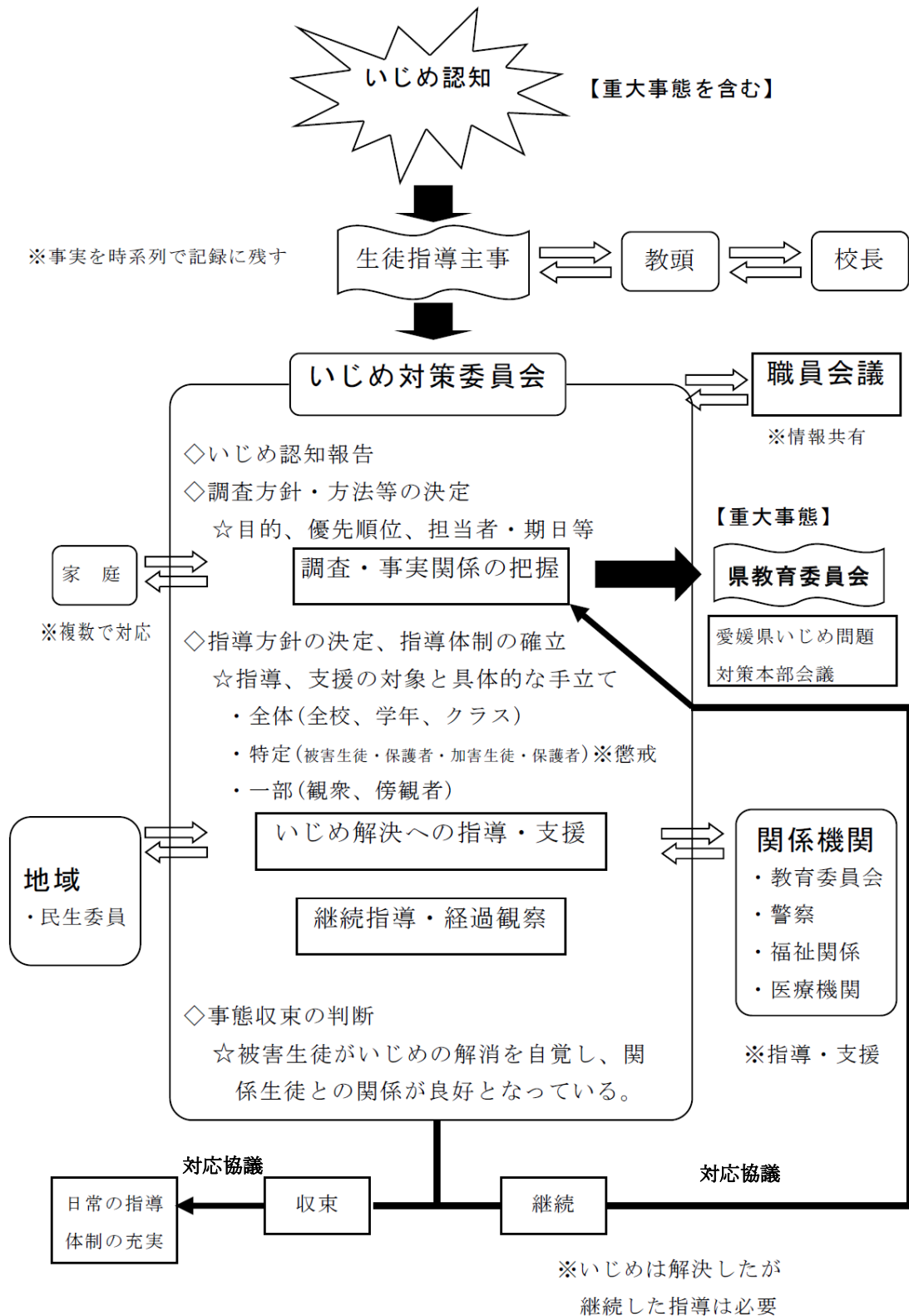
(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





別紙 3

学校いじめ防止プログラム

	いじめ防止のためのおもな啓発・実践プログラム	いじめ防止研修等プログラム
4月	入学式保護者オリエンテーション 新入生オリエンテーション 教育相談およびスクールライフアドバイザーの周知 人権デー 定期面談（面談月間） 1年生人権・同和教育アンケート 人権委員会報告（生徒総会）	新任者オリエンテーション 人権・同和教育推進委員会及びいじめ防止研修 配慮を要する生徒情報の共有
5月	人権デー 携帯安全教室	人権・同和教育ホームルーム 活動事前研修会 人権擁護委員学校訪問
6月	人権デー 人権・同和教育ホームルーム活動（公開授業） 定期面談（カウンセリング週間） いじめアンケートの実施	相互参観授業 公開授業 いじめ問題対策委員会
7月	いじめ事案への対処（研修） 人権・同和教育作文・ポスター・標語の募集	いじめ対処研修
8月	松前町いじめSTOP子ども会議参加	
9月	人権デー	校内人権・同和教育研修会
10月	人権デー 定期面談（カウンセリング週間） 非行防止教室 文化祭人権委員会展示準備	人権・同和教育ホームルーム 活動事前研修会
11月	人権デー 人権・同和教育ホームルーム活動 文化祭人権委員会展示 人権・同和教育全校集会（県いじめ防止DVD視聴） いじめアンケートの実施	相互参観授業 公開授業
12月	いじめ事案への対処（研修） デートDV講演会（2年）	人権擁護委員学校訪問 いじめ対処研修
1月	人権デー 定期面談（カウンセリング週間） 3年生人権・同和教育アンケート 人権・同和教育ホームルーム活動	人権・同和教育ホームルーム 活動事前研修会
2月	人権デー 3年生人権・同和教育講話 いじめアンケートの実施	人権・同和教育推進委員会及びいじめ防止研修
3月	いじめ事案への対処（研修）	いじめ対処研修
	このほか、ショートホームルーム（朝の会）でのいじめ防止のための指導、ボランティア活動への参加呼びかけ等は随時実施	このほか、学年会等で配慮を要する生徒情報を共有する。

※年度によって、日程が変わることがある。

別紙 4

いじめ発見のチェックポイント(中・高校生用)

愛媛県教育委員会人権教育課 HP より作成

いじめ問題への取組は、まず未然防止、そして早期発見・早期対応が重要となります。次は、それぞれの場面において注意しておきたい生徒のサインです。気になる生徒はいないでしょうか。

<登校時>

- 自分からあいさつをしない。他の生徒からの言葉掛けもほとんど見られない。
- 元気がなく、表情もさえない。
- 急に遅刻・欠席するようになる。

<授業・学級生活>

- 体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。
- 発言すると周囲の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。
- 失敗するるとこの時とばかり嘲笑されることがある。
- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学習意欲が感じられず、成績も下がりだしている。
- 課題(宿題)などの忘れ物が多くなる。
- ふざけ半分ともとれる雰囲気、係や委員に選ばれる。
- グループ活動で、一人だけはずれている。
- ※一人だけ授業に遅れてくることがある。
- ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。
- ※未完成の作品や白紙でテストを出している。

<休憩時>

- 用もないのに保健室によく来る。
- 他の生徒といる時に、おどおどした様子が感じられる。
- ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。
- 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑われる、命令される、嫌な役をしている。
- ひどいあだ名で呼ばれている。
- ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。

<昼食時>

- いつも一人で弁当を食べている。
- 弁当を誰かに食べられたことがある。
- ※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買っている。

<清掃時>

- 暗い表情で、一人離れて掃除をしている。
- 清掃後、服が水浸しになることがある。
- ※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。

別紙5

<その他>

- 部活動を休み始めたり、やめたいと言い出したりする。
- 衣服に靴跡がみられた。汚れていることがある。
- 持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。
- カッターナイフなど持ち歩いている。
- 友人間で金銭の貸し借りをしている。
- 友達に「死にたい」「学校へ行きたくない」と漏らしている。
- ※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。
- ※大金を持っている。高価な物を学校に持ってきたことがある。
- ※校則違反や万引きで捕まる。
- ※放課後、用もないのに、学校内に残っている。
 - ※印・・・無理にやらされている可能性のあるもの